

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から平成2年10月まで

昭和54年10月頃に、私の妻の国民年金保険料を集金するために家に来ていたA市役所が囑託した女性の集金人から国民年金の加入を勧められたため、妻が私の国民年金の加入手続きを行い、妻が国民年金保険料を納め始めた。

その後、平成2年10月まで国民年金保険料を納めていたが、年金記録を確認したところ、未加入期間とされていることが納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月頃に申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納め始めたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は、厚生年金保険の期間のみであり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の妻が国民年金の加入手続きを行ったとするA市の国民年金被保険者名簿にも申立人に該当する記録が無いことから、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻の記憶は明確ではない。

さらに、申立期間は133か月と長期間である上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。